

平成 14 年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。)第 39 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

対象機関

法第 2 条第 1 項に規定する行政機関のすべて

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、特殊法人等改革推進本部、司法制度改革推進本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部及び人事院

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関(これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
内閣府、宮内庁、国家公安委員会、防衛庁、防衛施設庁及び金融庁

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関(第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
総務省、公正取引委員会、公害等調整委員会、郵政事業庁、消防庁、法務省、司法試験管理委員会、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、食糧庁、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁及び環境省

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
< 国家公安委員会に置かれる特別の機関 >
警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
< 文部科学省に置かれる施設等機関 >
国立大学、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構及び国立学校財務センター
< 法務省に置かれる特別の機関 >
検察庁

第 6 号 会計検査院

対象期間

平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで

ただし、後述の特別調査事項については、平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで

調査の結果

1 開示請求の受付・処理状況

(1) 受付状況

平成 14 年度において、各行政機関が受け付けた開示請求(郵送によるものを含む。)は、表 1 のとおり、59,887 件で、平成 13 年度より約 11,000 件の増加となっている。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けており、46,730 件(78.0%)が本省庁以外での受付(その他受)となっている。

表 1 開示請求の受付件数

(単位：件、%)

	受付件数		
	計	本省庁受	その他受
平成 14 年度 (比率)	59,887 (100)	13,157 (22.0)	46,730 (78.0)
(参考) 平成 13 年度	48,670 (100)	16,811 (34.5)	31,859 (65.5)

(注) 「本省庁受」は、本省庁の窓口で受け付けたものをいい、「その他受」は、地方支分部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいう(いずれも郵送によるものを含む)。

(2) 処理状況

平成 14 年度において各行政機関の長(法第 17 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。)が処理すべき事案は、表 2 のとおり、平成 14 年度に自ら受け付けた 59,887 件、前年度から持ち越した 3,234 件及び事案の移送を受けた 320 件を合わせた 63,441 件から、途中で取り下げられた 1,728 件及び事案を全部移送した 150 件を除いた 61,563 件となっている。

この 61,563 件の処理状況をみると、58,783 件(95.5%)は開示決定等がされて処理済となっており、残りの 2,780 件(4.5%)は平成 15 年度に持ち越され、処理中となっている。

平成 13 年度に比べると、処理すべき事案は約 14,000 件増加しているにもかかわらず、処理済件数の割合は増加している。

(注) 行政機関の長への事案の移送は、法第 12 条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報

公開法」という。)第13条の規定に基づき独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。)から行われる場合とがあり、移送を受けた行政機関の長において開示決定等を行わなければならないこととされている。

表2 開示請求の処理状況

(単位:件、%)

	処理すべき事案						事案の処理状況	
	新規受付 件数	前年度か らの持ち 越し件数	移送受 件数	取下げ 件数	全部移送 件数	計	処理済件数	処理中件数 (次年度へ 持ち越し)
平成14年度 (比率)	59,887	3,234	320	1,728	150	61,563 (100)	58,783 (95.5)	2,780 (4.5)
(参考) 平成13年度	48,670	-	612	1,551	422	47,309 (100)	44,075 (93.2)	3,234 (6.8)

(注)

1 本表は、行政機関の長が自ら受け付けた開示請求事案及び他機関(他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。)から移送された開示請求事案の平成15年3月31日現在の処理状況を示している。

1件の開示請求事案について、その一部について開示決定等をしていても、残りの部分の開示決定等をしていない場合は、当該事案は「処理中件数(次年度へ持ち越し)」に計上している。

2 「全部移送件数」は、法第12条又は第12条の2の規定に基づき、開示請求事案の全部を他機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったもの(移送を受けた他機関において開示決定等をするもの)である。

他の行政機関の長へ移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「移送受件数」に計上され、独立行政法人等へ移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査における当該移送を受けた独立行政法人等の「移送受件数」に計上されている。

一方、事案の一部のみを他機関に移送した場合は、「全部移送件数」には計上せず、移送せずに自ら開示決定等をする部分についてその処理状況を処理区分に応じて計上している。なお、他の行政機関の長に移送した部分については、移送を受けた行政機関の長(複数の行政機関の長に分割して移送した場合は、移送を受けた各行政機関の長)において「移送受件数」に計上されている。

このため、「移送受件数」と「全部移送件数」は一致しない。

3 「取下げ件数」は、開示請求を受け付けた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げの旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、受付段階において情報提供を行ったことにより開示請求をしようとした者が開示請求を取り止めたものなど、受付がなされていないものは含まない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成 14 年度には、表 3 のとおり、59,203 件の開示決定等がされている。

このうち、開示請求に係る行政文書について全部開示又は部分開示の決定がされたものは 56,651 件（95.7%）、不開示の決定がされたものは 2,552 件（4.3%）となっており、平成 13 年度と比較すると、全部開示の割合が増加し、部分開示及び不開示の割合が減少している。

（注）開示決定等件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数によりカウントしている。開示請求のあった事案について分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて 1 件の開示決定等をしているものがあることから、表 3 の「開示決定等件数」と表 2 の「処理済件数」とは一致しない。

なお、全部開示又は部分開示の決定がされたものの中には、不開示情報が記載された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの（法第 7 条に基づく公益裁量開示）が 4 件含まれている。

表 3 開示決定等の件数

（単位：件、%）

	開示決定等件数					
	計	小計	開示決定及び部分開示決定			不開示決定
			全部開示	部分開示	うち、 公益裁量開示	
平成 14 年度 (比率)	59,203 (100)	56,651 (95.7)	40,935 (69.1)	15,716 (26.6)	< 4 > < (0.01) >	2,552 (4.3)
(参考) 平成 13 年度	44,734 (100)	39,653 (88.6)	25,119 (56.1)	14,534 (32.5)	< 16 > < (0.04) >	5,081 (11.4)

（注）「うち、公益裁量開示」は、「全部開示」又は「部分開示」の内数である。

(2) 期限の遵守状況

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行わなければならない(法第 10 条第 1 項)が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている(法第 10 条第 2 項)。

平成 14 年度にされた開示決定等についてみると、表 4 のとおり、開示請求があった日から 30 日以内にされたものは 51,820 件、期限を延長する手続が採られ当該延長した期限(開示請求のあった日から 31 日以上 60 日以内)までにされたものは 4,826 件となっている。

延長手続が採られず、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等がされなかったもの及び延長手続が採られたものの当該延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(その他)が 128 件みられる。

なお、開示決定等の期限の遵守状況については、法施行以降の全事案について、別途調査しており、特別調査事項「1 開示決定等の期限の遵守状況」(1)・(2)を参照。

表 4 延長手続の状況

(単位：件)

	30 日以内に開示決定等がされたもの	法第 10 条第 2 項による延長手続をとり、延長した期限までに開示決定等がされたもの	その他	計
平成 14 年度	51,820	4,826	128	56,774

(3) 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60 日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内に開示決定等をするれば足りることとされている(法第 11 条)。

法第 11 条の規定を適用した事案に係る平成 14 年度における開示決定等の件数をみると、2,429 件となっている。

この 2,429 件について開示請求があった日から開示決定等がされた日までの期間(補正に要した日数を除く。)をみると、表 5 のとおり、1 年超のものが約 3 割となっている。

なお、法第 11 条を適用した法施行以降の全事案について、その開示決定等の期限(開示決定等をするために必要な「相当の期間」を勘案して行政機関の長が定めて、開示請求者に通知した期限)の遵守状況等を別途調査しており、特別調査事項「1 開示決定等の期限の遵守状況」(3)を参照。

表5 法第11条の規定を適用した事案に係る処理日数別件数

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	処理日数				
		60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成14年度 (比率)	2,429 (100)	461 (19.0)	237 (9.7)	563 (23.2)	416 (17.1)	752 (31.0)

(注)「処理日数」は、法第11条を適用した事案に係る開示決定等のすべてを対象としており、当該事案の全部についてされた開示決定等のほか、60日以内にするのとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる行政文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

(4) 不開示理由

不開示決定及び部分開示決定の不開示部分について、不開示とした理由をみると、表6のとおり、開示請求に係る行政文書に記載されている情報が法第5条各号に規定する不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否(開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること)によるものの順となっている。

平成13年度と比較すると行政文書不存在を理由とするものの割合が減少している。

表6 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示情報に 該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他	(参考) 不開示決定と部分開 示決定の合計件数
平成14年度 (比率)	16,950 (92.8)	1,749 (9.6)	390 (2.1)	18 (0.1)	18,268 (100)
(参考) 平成13年度	16,409 (83.7)	3,151 (16.1)	278 (1.4)	37 (0.2)	19,615 (100)

(注)1 「比率」は、(参考)欄の「不開示決定と部分開示決定の合計件数」に対する割合であり、1件の開示決定等で不開示理由の各区分に重複して該当するものがあるため、理由別割合の合計は100にならない。

2 「その他」は、形式上の不備を理由とするもの又は権利の濫用を理由とするものである。

不開示情報に該当することを理由とするもの 16,950 件について、法第 5 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表 7 のとおり、個人に関する情報（第 1 号）に該当するものが最も多く、次いで法人等に関する情報（第 2 号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第 6 号）に該当するものの順となっている。

また、存否応答拒否によるもの 390 件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 5 条各号のいずれに該当するかをみると、上記と同様に、個人に関する情報（第 1 号）に該当するものが最も多くなっている。

表 7 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分	不開示情報に該当		存否応答拒否	
法第 5 条第 1 号 個人に関する情報	12,987	(76.6)	273	(70.0)
法第 5 条第 2 号 法人等に関する情報	9,010	(53.2)	113	(29.0)
法第 5 条第 3 号 国の安全等に関する情報	1,453	(8.6)	8	(2.1)
法第 5 条第 4 号 公共の安全等に関する情報	3,715	(21.9)	21	(5.4)
法第 5 条第 5 号 審議、検討等に関する情報	398	(2.3)	1	(0.3)
法第 5 条第 6 号 事務又は事業に関する情報	3,755	(22.2)	58	(14.9)
(参考) 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの件数	16,950	(100)	390	(100)

(注) () 内の数値(比率)は、(参考)欄の「不開示情報に該当することを理由とするもの又は存否応答拒否によるものの件数」に対する比率を表しており、不開示の理由が複数の号に該当するものがあるため、各号別割合の合計は 100 にならない。

3 不服申立ての受付・処理状況

(1) 不服申立ての受付件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成 14 年度には、表 8 のとおり、同法に基づき 914 件の不服申立てが行われているが、平成 13 年度より約 400 件の減少となっている。

表 8 不服申立ての受付状況

（単位：件）

	不服申立て受付件数		
	計	審査請求	異議申立て
平成 14 年度	914	505	409
(参考) 平成 13 年度	1,359	429	930

不服申立ての理由を見ると、表 9 のとおり、不開示決定（部分開示決定における不開示部分を含む。）を受けた開示請求者からの不服申立てが最も多く、752 件となっている。

一方、開示決定（部分開示決定における開示部分を含む。）に対しても、開示されることとなる行政文書に自己の情報が記載されている第三者からの不服申立てが 138 件みられるほか、開示決定を受けた開示請求者から行政文書の特定等に不服があるとするもの（27 件）もみられる。

表 9 不服申立ての理由

(単位：件)

	開示請求者からの申立て	第三者からの申立て	計
不開示決定 (部分開示決定の不開示部分を含む。)に対する申立て	不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服 467 行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服 155 存否応答拒否による不開示決定に対する不服 125 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決定に対する不服 5		752
開示決定(部分開示決定の開示部分を含む。)に対する申立て	行政文書の特定に対する不服(開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なる等) 27	自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服 138	165
その他	不作為に対する不服 5 手数料の納付、減免に関する不服 4 事案の移送、期限の延長に関する不服 2 理由の提示に関する不服 1 決定内容に関わりのない事項に対する不服 3		15
計	794	138	932

(注)「不開示決定(部分開示決定の不開示部分を含む。)に対する申立て」については、不服申立ての理由が複数あるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表8の不服申立て受付件数の計とは一致しない。

(2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開審査会に諮問した上で、裁決又は決定をすべきこととされている（法第18条）。

平成14年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案は、同年度に新たに受け付けられた914件及び平成13年度から持ち越された1,136件のうち途中で取り下げられた29件を除く合計2,021件となっている。

この2,021件についてその処理状況をみると、表10のとおり、裁決・決定等が行われ処理済となっているものは686件（33.9%）であり、残りの1,335件（66.1%）は、情報公開審査会に諮問中の555件を含めて平成15年度に持ち越されている。

平成13年度と比較すると、「処理済件数」の割合が増加し、「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」の件数の割合が減少している。

表10 不服申立ての受付・処理状況

（単位：件、%）

	新規受付件数	前年度からの持ち越し件数	取下げ件数	計	処理済件数	処理中件数 （次年度へ持ち越し）	処理方針、	審査会に	審査会の
							諮問の要否等検討中、 諮問の準備中等	審査会に 諮問中	答申後、 裁決・決定の準備中
平成14年度 （比率）	914	1,136	29	2,021 (100)	686 (33.9)	1,335 (66.1)	662 (32.8)	555 (27.5)	118 (5.8)
（参考） 平成13年度	1,359		43	1,316 (100)	180 (13.7)	1,136 (86.3)	728 (55.3)	324 (24.6)	84 (6.4)

(3) 裁決・決定等の状況

平成14年度に処理済とされた686件についてみると、表11のとおり、情報公開審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったものが609件となっており、情報公開審査会に諮問しないで裁決・決定等を行ったもの（不服申立てが不適法であること等により情報公開審査会に諮問する必要がないもの）が77件となっている。

裁決・決定等の内訳をみると、不服申立てに理由がないとして棄却したものが335件（48.8%）、不服申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（申立ての認容又は一部認容）が324件（47.2%）、不服申立てが不適法として却下したものが23件（3.4%）等となっている。

なお、情報公開審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申と異なる裁決・決定を行ったものはなかった。

表 11 不服申立てに対する裁決・決定等の状況

(単位：件、%)

	申立て 棄却	申立て 認容	申立て 一部認容	却下	その他	計
情報公開審査会に諮問しないで 裁決・決定等を行ったもの	1	49	0	23	4	77
情報公開審査会に諮問し、答申を 受けて裁決・決定を行ったもの	334	43	232	0	0	609
計 (比率)	335 (48.8)	92 (13.4)	232 (33.8)	23 (3.4)	4 (0.6)	686 (100)

(注) 「その他」は、不作為に対する異議申立てに関して、開示請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものである。

不服申立てを受けてから裁決・決定等を行った日までの期間をみると、表 12 のとおり、1 年を超える期間を要しているものが 274 件 (39.9%) あり、8 割以上の事案が半年を超える期間を要している。

なお、不服申立てを受けてから情報公開審査会に諮問するまでの期間については、法施行以降の全事案について別途調査しており、特別調査事項「2 不服申立て事案の情報公開審査会への諮問状況」の項参照。

表 12 不服申立ての受付から裁決・決定等までの日数

(単位：件、%)

	裁決・決定 件数	3 か月 以内	3 か月超 半年以内	半年超 9 か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超
平成 14 年度 (比率)	686 (100)	36 (5.3)	92 (13.4)	81 (11.8)	203 (29.6)	274 (39.9)
(参考) 平成 13 年度	180 (100)	30 (16.7)	64 (35.5)	81 (45.0)	5 (2.8)	-

(4) 情報公開審査会における審査状況

情報公開審査会における平成 14 年度の諮問・答申状況をみると、表 13 のとおり、新たに諮問を受けた 703 件及び平成 13 年度からの持ち越し事案 202 件から、取り下げられた 10 件を除く 895 件の諮問に対し、546 件の答申を行っている。

この 546 件の答申を内容別にみると、諮問庁（情報公開審査会に諮問をした行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが 314 件（57.5%）、妥当でない又は一部妥当でないとしたものが 232 件（42.5%）となっている。

平成 13 年度と比較すると、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」の割合が減少しているものの、「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合が増加している。

表 13 情報公開審査会における審査状況

（単位：件、％）

年度	情報公開 審査会	新規諮 問件数	前年度 からの 持ち越 し件数	取下げ 件 数	計	答申件数			次年度 に持ち 越し件 数	
						計	諮問庁 の判断 は妥当 である とした もの	諮問庁 の判断 は一部 妥当で ないと したも の		諮問庁 の判断 は妥当 でない とした もの
平成 14 年度	内閣府	696	193	10	879	540	313	187	40	339
	会計検査院	7	9	0	16	6	1	5	0	10
	計 (比率)	703	202	10	895	546 (100)	314 (57.5)	192 (35.2)	40 (7.3)	349
(参考) 平成 13 年度	内閣府	374	-	4	370	177	106	48	23	193
	会計検査院	10	-	0	10	1	1	0	0	9
	計	384	-	4	380	178 (100)	107 (60.1)	48 (27.0)	23 (12.9)	202

(注) 諮問庁では、複数の不服申立て事案を 1 件にまとめて情報公開審査会に諮問する場合があります。表 10 の「審査会に諮問中」及び「審査会の答申後、裁決・決定の準備中」の数値と本表の「新規諮問件数」や「答申件数」とは一致しない。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表 14 のとおり、平成 14 年度に新たに 39 件が地方裁判所に提起されている。

この 39 件と前年度から持ち越された 11 件のうち、平成 14 年度には、9 件について判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所(第 1 審)の判決を不服として 6 件が控訴されており(うち、前年度からの持ち越し事件 1 件) そのうち 4 件について判決が出されている。

表 14 情報公開に関する訴訟の状況

(単位：件)

		平成 14 年度	(参考) 平成 13 年度
地方裁判所(第 1 審)	新規提訴	39	15
	前年度からの持ち越し	11	-
	判決等	13	4
	判決	(9)	(3)
	取下げ	(4)	(1)
	審理中(次年度に持ち越し)	37	11
高等裁判所(控訴審)	新規控訴	5	1
	前年度からの持ち越し	1	-
	判決等	4	0
	判決	(4)	(-)
	取下げ	(0)	(-)
	審理中(次年度に持ち越し)	2	1
最高裁判所(上告審)	新規上告	0	0
	前年度からの持ち越し	0	-
	判決等	0	0
	判決	(-)	(-)
	取下げ	(-)	(-)
	審理中(次年度に持ち越し)	0	0

なお、平成 14 年度に提起された 39 件のうち 8 件は、法第 36 条の規定に基づいて特定管轄裁判所に提起されたものである。

5 手数料の減免

法第 16 条第 3 項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号。以下「令」という。）第 14 条第 1 項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく扶助を受けているとき等）に、行政機関の長は、当該手数料の減免（1 件につき 2,000 円を限度）ができることとされている。

この手数料の減免制度により、平成 14 年度には、表 15 のとおり、11 件の申請があり 4 件について減免がされている。

なお、令第 14 条第 4 項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができることとされているが、当該規定により減免されたものはなかった。

表 15 開示実施手数料の減免の状況

（単位：件）

区分	申請件数	令第 14 条第 1 項による減免					令第 14 条第 4 項による減免	
		減免		支払能力があるとして減免が認められなかったもの	審査中	取下げ		
		生活保護を受けているため	その他					
件数	11	4	3	1	3	3	1	0

6 情報公開総合案内所における案内

法第 38 条第 2 項では、法の円滑な運用を確保するため、総務大臣は開示請求に関する総合的な案内所を整備することとされ、これに基づき、全国 51 箇所情報公開総合案内所が設けられている。

情報公開総合案内所では、開示請求権制度の仕組みや開示請求の方法、各省庁の情報公開窓口の案内のほか、インターネットを利用した行政文書ファイルの検索サービス等を行っており、平成 14 年度には、表 16 のとおり、直接案内所への来所によるもの 1,905 件、電話によるもの 1,849 件等も受け付けている。

表 16 情報公開総合案内所における案内件数

(単位：件)

受付区分	来所	電話	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
案内件数	1,905	1,849	16	35	0	3,805

表 17 情報公開総合案内所の主な案内の内容

(単位：件)

内容区分	案内件数
情報公開窓口について（各省庁の情報公開窓口の所在、相談先の助言等）	831
開示請求の方法について（開示請求書の記載方法、請求書の入手方法等）	562
情報公開制度全般について	448
手数料について（手数料の額、納付方法等）	201
不服申立てについて（申立ての仕方、申立て先等）	162
組織・所掌事務について（業務の所管省庁の案内等）	149
行政文書ファイル管理簿について（管理簿の見方、具体の文書の検索等）	94
その他	1,358
計	3,805

【特別調査事項】

法の施行について、一部に、法定の期限を超えて開示決定等がされている事例や不服申立てを情報公開審査会へ諮問するまでに相当長期の期間を要している事例がみられることから、開示決定等の期限の遵守状況及び不服申立て事案の情報公開審査会への諮問状況について、別途、調査事項を設けて調査したものである。

なお、調査の対象は、法が施行された平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までに受け付けられた開示請求事案及び不服申立て事案とし、いずれも平成 15 年 3 月 31 日現在の状況である。

(注) 前述の 1 から 6 までの調査は、平成 14 年度における状況が対象であり、事案を単位としていないものもあることから、特別調査の数値とは一致しない。

1 開示決定等の期限の遵守状況

法施行後、各行政機関が受け付けた開示請求事案（移送を受けた事案を含む。）のうち、途中で取り下げられたこと及び事案の全部を移送したことにより自ら開示決定等をする必要のないものを除く、105,536 件について、開示決定等の期限の遵守状況を調査した結果は、以下のとおりである。

(1) 延長手続を採らなかった事案

法第 10 条第 2 項による延長手続又は第 11 条の期限の特例規定を適用する手続のいずれの手続も採られていない事案は、90,441 件あり、このうち 90,392 件は、開示請求のあった日から 30 日以内に開示決定等がされているが、30 日以内に開示決定等がされていないものが 49 件みられた。

ただし、この 49 件はすべて、調査時点（平成 15 年 3 月 31 日）では処理済となっている。

表 - 延長手続をとらなかった事案の期限遵守状況

(単位：件)

	延長手続を採らなかった事案		
	計	30 日以内に開示決定等がされているもの	30 日以内に開示決定等がされていないもの
平成 13 年度受付事案	38,141	38,118	23 (0)
平成 14 年度受付事案	52,300	52,274	26 (0)
計	90,441	90,392	49 (0)

(注) 1 () 内は、平成 15 年 3 月 31 日現在で処理中のもの

2 「30 日以内に開示決定等がされているもの」には、調査日現在（平成 15 年 3 月 31 日）開示決定等の期限が来っていないものを含む。）

上記 49 件について、30 日を過ぎた日数区分別件数をみると、表 - のとおりとなっている。

30 日以内に開示決定等がされていない理由として、関係行政機関では、30 日以内に処理できる予定であったが予想以上に対象文書の確認作業、審査・検討、調整等に手間がかかったこと、30 日から除かれる補正に要した期間の計算を誤ったこと等を挙げている。

表 - 開示決定等の期限を過ぎた日数区分別件数

(単位：件)

	30 日を過ぎた日数				計
	1 週間以内	1 週間超、 1 か月以内	1 か月超、 3 か月以内	3 か月超	
防衛庁	5	4	3	2	14
金融庁	0	1	0	0	1
法務省	0	1	0	0	1
外務省	7	1	0	0	8
国税庁	7	4	0	0	11
文部科学省	0	1	0	0	1
厚生労働省	1	2	0	0	3
食糧庁	2	0	0	0	2
国土交通省	3	0	0	0	3
環境省	5	0	0	0	5
計	30	14	3	2	49

(2) 延長手続を採った事案

法第 10 条第 2 項による延長手続が採られた事案は、10,668 件あり、このうち、延長した期間の期限(開示請求のあった日から最大 60 日以内)までに開示決定等がされていないものが 125 件みられた。

ただし、この 125 件については、すべて調査時点(平成 15 年 3 月 31 日)までに処理済となっている。

表 - 延長手続を採った事案の期限遵守状況

(単位：件)

	延長手続を採った事案		
	計	延長した期限までに開示決定等がされているもの	延長した期限までに開示決定等がされていないもの
平成 13 年度受付事案	5,784	5,729	55 (0)
平成 14 年度受付事案	4,884	4,814	70 (0)
計	10,668	10,543	125 (0)

(注) 1 () 内は、平成 15 年 3 月 31 日現在で処理中のもの

2 「延長した期限までに開示決定等がされているもの」には、調査日現在(平成 15 年 3 月 31 日)延長した期限が来ていないものを含む。))

上記 125 件について、延長した期限を過ぎた日数別件数みると、表 - のとおりとなっている。

延長した期限までに開示決定等がされていない理由として、開示請求の対象となる行政文書の探索等に予想以上に時間を要したこと、担当業務が多忙であったことや特定課室に開示請求が集中したことにより予定どおり処理できなかったこと等を挙げている。

表 - 延長した開示決定等の期限を過ぎた日数区分別件数

(単位：件)

	延長した期限を過ぎた日数				計
	1 週間以内	1 週間超、1 か月以内	1 か月超、3 か月以内	3 か月超	
防衛庁	4	5	5	7	21
金融庁	0	2	0	0	2
外務省	30	25	25	14	94
国税庁	0	1	0	0	1
環境省	5	2	0	0	7
計	39	35	30	21	125

(3) 法第 11 条の規定を適用した事案

法第 11 条では、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、まず、当該行政文書のうち「相当の部分」について 60 日以内に開示決定等をした上で、残りの行政文書については、「相当の期間」内に開示決定等を行うこととされており、当該処理に要する「相当の期間」を勘案して定めた開示決定等を行う期限を開示請求者に通知しなければならないとされている。

法第 11 条を適用した事案は 4,427 件あり、これら事案の開示決定等の状況をみると、まず 60 日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等がされていないものが 1,174 件みられた。

また、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされていないものが 574 件みられた。

表 - 法第 11 条の規定を適用した事案の期限遵守状況

(単位：件)

	計	法第 11 条の規定を適用した事案		
		相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされていないもの	通知した期限までに開示決定等がされているもの	通知した期限までに開示決定等がされていないもの
平成 13 年度受付事案	3,048	363	2,521	527 (33)
平成 14 年度受付事案	1,379	811	1,332	47 (27)
計	4,427	1,174	3,853	574 (60)

(注) 1 () 内は、平成 15 年 3 月 31 日現在で処理中のもの

2 「通知した期限までに開示決定等がされているもの」には、調査日現在(平成 15 年 3 月 31 日)延長した期限が来ていないものを含む。

相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされていない 1,174 件を行政機関別に見ると表 - のとおりとなっている。

相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされていない理由について、関係行政機関では、大量の行政文書の開示請求が同一担当課室に重なったため 60 日以内に相当の部分について開示決定等するために審査すべき行政文書の量も膨大となり、審査が間に合わなかったため等を挙げている。

表 - 相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされなかった
事案の行政機関別内訳

(単位：件)

行政機関名	警察庁	防衛庁	総務省	法務省	外務省	国土 交通省	環境省	計
事案数	11	4	7	16	1,044	89	3	1,174

開示決定等をするとして開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされていない 574 件について、期限を過ぎた日数区分別の件数を行政機関別にみると、表 - のとおりとなっている。

通知した期限までに開示決定等がされなかった理由について、関係行政機関では、特定の課室に大量の行政文書の開示請求が重なったこと、担当課の業務において予期しない事態が生じ多忙となったこと、外交文書等で慎重な審査が必要であったこと等通知した時点で予想していた以上に処理に期間を要したことを挙げている。

表 - 通知した開示決定等の期限を過ぎた日数区分別件数

(単位：件)

	通知した期限を過ぎた日数				計
	1 週間以内	1 週間超、 1 か月以内	1 か月超、 3 か月以内	3 か月超	
宮内庁	0	0	1(1)	0	1(1)
防衛庁	1	0	1	1	3
金融庁	0	0	221	180	401
外務省	16	44	49(20)	60(39)	169(59)
計	17	44	272(20)	241(40)	574(60)

(注)()内は、平成 15 年 3 月 31 日現在で処理中のもの

なお、処理中の 60 件のうち、21 件は、平成 15 年 7 月 31 日までに開示決定等がされており、残る 39 件(いずれも外務省)についても体制強化を図ったこと等により、10 月末までに処理する予定としている。

2 不服申立て事案の情報公開審査会への諮問状況

法施行後、各行政機関が受け付けた不服申立て事案のうち、途中で取り下げられたもの及び諮問を要せず裁決又は決定がされたものを除く、2,109 件について、平成 15 年 3 月 31 日現在における情報公開審査会への諮問状況をみると、諮問済のものが 1,450 件、未諮問のものが 659 件となっている。

諮問済の 1,450 件について、不服申立てがあった日から情報公開審査会に諮問するまでの期間別件数をみると、表 - のとおりとなっている。

表 - 不服申立て事案の諮問までの期間区分別件数（諮問済）

（単位：件、％）

	3 か月以内	3 か月超、 6 か月以内	6 か月超、 9 か月以内	9 か月超、 1 年以内	1 年超	計
件数 (比率)	661 (45.6)	320 (22.1)	214 (14.7)	129 (8.9)	126 (8.7)	1,450 (100)

また、調査時点（平成 15 年 3 月 31 日現在）で未諮問の 659 件についてみると、表 - のとおり、不服申立てを受け付けてから既に 1 年以上経過しているものが 295 件（44.8％）となっている。

表 - 未諮問の不服申立て事案に係る不服申立てから調査時点までの期間区分別件数

（単位：件、％）

	3 か月以内	3 か月超、 6 か月以内	6 か月超、 9 か月以内	9 か月超、 1 年以内	1 年超	計
件数 (比率)	128 (19.4)	101 (15.3)	93 (14.1)	42 (6.4)	295 (44.8)	659 (100)

行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているものであることから、不服申立て事案はできる限り速やかに情報公開審査会に諮問されることが望ましいが、諮問までに長期間を要している理由について、関係行政機関では、出先機関への事実確認、関係する第三者への意見照会等に時間を要したこと、開示請求や不服申立てが特定課室に集中したこと、担当業務が繁忙であったこと、類似案件の動向等を含めて慎重に審査する必要があったこと等を挙げている。

なお、平成 15 年 3 月 31 日現在、情報公開審査会に未諮問であった事案 659 件のうち、不服申立てを受け付けてから 1 年を超えている 295 件については、平成 15 年 7 月 31 日までに情報公開審査会に諮問し、又は原処分の変更等して不服申立てに対する措置を講ずるなど、処理済となっている。